

栃 木 県 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

令和 7 (2025) 年 3 月 13 日 (木)、栃木県教育委員会定例会を栃木県庁南別館内教育委員室に招集した。

1 出席者（教育長及び委員）は次のとおりである。

1 番（教育長）	阿 久 澤	真 理
2 番	鈴 木	純 美 子
3 番	永 島	朋 子
4 番	松 金	公 正
5 番	尾 崎	宗 範
6 番	板 橋	信 行

2 議事に参与した職員は次のとおりである。

教 育 次 長	大 森	豊
教 育 次 長	長	裕 之
総合教育センター所長	大 高	栄 男
教 育 政 策 課 長	山 下	和 彦
施 設 課 長	和 久 井	浩
学 校 安 全 課 長	小 平	知 久
義 務 教 育 課 長	高 野	和 泰
高 校 教 育 課 長	山 下	拡 男
特 別 支 援 教 育 課 長	玉 田	敦 子
生 涯 学 習 課 長	長 野	辰 男
健 康 体 育 課 長	角 田	正 史
総 務 主 幹	大 岡	史 昭
教 育 D X 推 進 室 長	高 橋	伸 輔
高 校 再 編 推 進 班 長	植 竹	暁
人 権 教 育 室 長	早 乙 女	寿 雄
福 利 室 長	堀 内	玲 子

3 午後 4 時 00 分、教育長及び委員 5 名が出席しており、委員会は成立したので、教育長は定例会を開催する旨を告げた。

4 教育長は、本日の会議録署名委員に 3 番永島委員を指名した。

5 教育長は、本日の議案等のうち第 2 号議案及び第 3 号議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定に基づき、会議を非公開で行いたい旨を諮ったところ、全出席者の賛成により非公開とすることに決定した。

6 報 告

- (1) 教育 C D O（教育 Chief Digital Officer）の任命について
教育長から説明を求められ、教育政策課長が説明した。
この報告に関して、出席者から質問や意見はなかった。

- (2) 不登校総合対策の方向性について
教育長から説明を求められ、教育政策課長が説明した。
この報告に関して、出席者から質問や意見はなかった。
- (3) 「登山計画作成のためのガイドライン（第三次改訂版）」について
教育長から説明を求められ、学校安全課長が説明した。
この報告に関して、出席者から質問や意見はなかった。
- 7 教育長は、審議に移る旨を告げた。
- 8 第1号議案 栃木農業高・栃木工業高・栃木商業高新校新校舎等整備基本計画について
第1号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、出席者から質問や意見はなかった。
- 9 教育長は、審議の順番を入れ替える旨を告げた。
- 10 第4号議案 栃木県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について
第4号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、出席者から質問や意見はなかった。
- 11 第5号議案 栃木県教育職員免許状に関する規則の一部改正について
第5号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、出席者から質問や意見はなかった。
- 12 第6号議案 県立学校管理規則の一部改正について
第6号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、出席者から質問や意見はなかった。
- 13 教育長は、第2号議案及び第3号議案までについては、先の決定のとおり、会議を非公開で審議する旨を告げた。
- 14 第2号議案 事務局等職員の人事について
第2号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
- 15 第3号議案 公立小・中・義務教育学校及び県立学校長の人事について
第3号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
- 16 教育長は、以上で本日の会議を終了することを告げ、午後4時40分、閉会した。